

# 大代東町内会備品管理規程

## (目 的)

第1条 この規程は、大代東町内会の備品に関する、取得、保管、貸出し、処分に関する事項を定め、もって備品の適正な管理及び、保管することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規程に於いて、備品とは、町内会で取得及び、寄贈により取得し、備品台帳に記載した全ての備品とする。

## (分 類)

第3条 管理すべき備品は、適正な使用を図るため、その使用目的により分類し備品台帳(以下「台帳」という)を備え、取得、処分等の記載するものとする。

2 台帳は、常に確認できるよう集会所の書庫に保管して置くものとする。

## (管 理)

第4条 備品は、大代東区集会所及び敷地内の保管倉庫(防災倉庫・夏祭り用品等倉庫・集会所内書庫等)に、常に良好に使用出来る状態で管理しなければならない。

2 備品の保管責任者は、町内会会長があたり、備品取扱管理者(以下「管理者」という)は、町内会長が指名した者をいう。

## (貸出し)

第5条 備品は原則、貸出しはしない。ただし、特別な理由の場合はこの限りでない。

2 前項に特別の理由の場合は、管理責任者と協議し決定する。

3 前項により貸出しをする場合は、町内会の事業等に支障を及ばさない範囲とし、願い書などにより、備品台帳に記載を行う。

## (返 納)

第6条 前条により、貸出し後の返納時は、管理者は備品の損傷などの確認を行い返却を受けるものとする、ただし、損傷等があれば現物による返却とする。

## (処 分)

第7条 管理者は、保管する備品に使用することの安全面で支障がある場合は処分することができる。

2 処分は、保管責任者と協議し、役員会に報告し決定をする。

3 管理者は、処分した備品を備品台帳の処理を行う。

## 付 則

この規程は、平成21年4月5日より施行する。